



# あじさいⅡ



鹿角手をつなぐ親の会  
情報誌

平成31年1月・第23号

## 「伸びる芽信じ ねむの木学園50年」

障害のある子に学びの場

宮城まり子さん実践

障害のある子に教育が保障されていなかった時代に、制度に先駆けて実践を行った「ねむの木学園」（静岡県掛川市）が、開園から50年を迎えた。創設者の宮城まり子園長（91）は、すべての子どもたちの才能を信じ、個性を伸ばす取り組みを続けている。

よく晴れた10月下旬の日曜日。

「ねむの木学園」のグラウンドで、創立50周年記念式典と運動会が開かれた。知的障害や手足に不自由のある5歳

から79歳までの73人の園生が、歌や踊りを披露。リレーや障害物競走で会場を沸かせた。園長の宮城さんは式典で「何もわからない私が、子どもたちを幸せにしたい一心から、ねむの木学園を始めました」と50年を振り返った。

学園は身体障害や知的障害があり、家庭にも恵まれない子どもたちが教育を受けられる養護施設として、1968年に開園した。

歌手や俳優として活躍していた宮城さんが、役作りのために障害児の施設を訪れ、体が不自由で帰る家もない境遇の子どもたちが「就学猶予」として学校に行っていない現実を知ったのがきっかけだった。

「障害がある子もない子も教育を受け、愛されて当然。誰も作ってくれないから、自分で作ったの」。当初は障害児のための「養護施設」として開園し、学ぶ場を確保

### 美術・音楽・ダンス…個性育む

#### ■ねむの木学園の歩み

- 1968年 静岡県浜岡町（現・御前崎市）に養護施設「ねむの木学園」開園
- 73年 肢体不自由児養護施設に初の美術展を東京で開く
- 76年 学校法人を設立。養護学校小学・中学を開く
- 79年 養護学校高等部開校
- 82年 静岡県掛川市に移転。「ねむの木村」を開く
- 97年

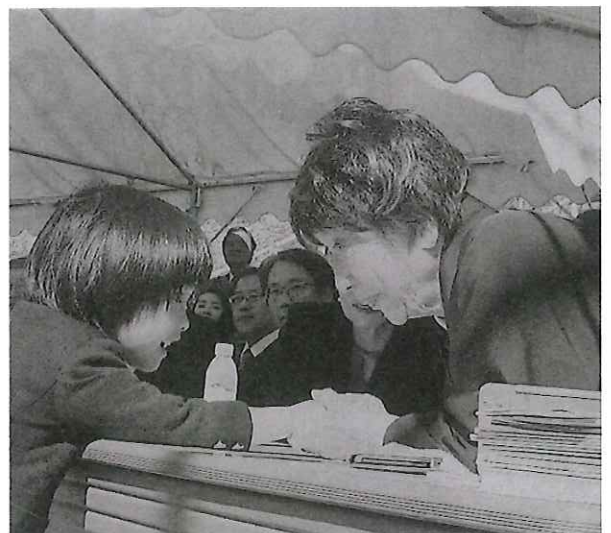
するため、施設内に公立学校の「分校」を設けた。私財を投じて立ち上げた学園は、肢体不自由児のための養護施設の先駆けとなった。

「すべての子どもたちに可能性がある」という信念のもと、美術や音楽、ダンスなど感性を養う教育に力を入れ、一人ひとりの才能を伸ばしてきた。

「ダメな子って言われた子が、こんな絵を描いていると知ってほしい」と、国内外で100回以上開催した美術展には、多くの人が足を運んだ。弟が50年近く園で暮らす静岡県の男性は「学校の行くのを嫌い、絵ばかり描いていた弟に、園長は好きなだけ絵を描かせてくれた。それで弟は自信が持てた」と話す。

#### ■子に合わせ開園 画期的

清水寛・埼玉大学名誉教授（障害者教育）の話  
ねむの木学園の開園当時、まだ養護学校は義務化されておらず、障害の重い子や重複障害のある子は就学を猶予や免除され、学校へ行けないのが普通だった。そんな時代に、民間の個人が、制度に子どもを合わせるのではなく、子どもに合わせて学園をつくり、教育の権利を保障したという点で画期的だった。一人ひとりにいま何が必要かを見極め、障害のある子も適切な教育を受ければ素晴らしい才能を発揮できることを、社会に広く伝えた。学園の開拓精神や人間教育の素晴らしさは、いまの時代にも通じる。



運動会に参加した子どもと握手する  
宮城まり子さん＝静岡県掛川市



## 「自分に合う」

### 健康づくりを!

日本人の平均寿命は延び続けているものの、介護などを受けずに健康で寿命を延ばす「健康寿命」との差は縮まっていない。

元気で活動的に（健康的）に暮らすために何かを始めたいと思っても、これまでの生活習慣を大きく変えるのは大変。

市町村や社福法人等でも健康診断、健康教室で食生活の改善やシルバー体操などを実施してさまざまな健康づくりに取り組んでいる。

何を始めるにしても健康づくりには、日々の積み重ね、即ち、毎日続けることが大切。

自分の年齢と体力を考えて、無理をしない！自分に合っていて毎日続けられることをひとつでもやりとげることが、今年目標にしよう！

## 恭賀新春

昨年は県大会の成功に向けて多大な

ご尽力をいただきありがとうございます

新しい年を迎え皆様のご健康とご多幸を

心よりお祈り申し上げます

本年もよろしく願いたします

平成三十一年 元旦

鹿角手をつなぐ親の会

役職員・県大会実行委員一同



## 障害者雇用制度について考える

メディアの報道によると総務省や国土交通省などの中央省庁だけでなく、都道府県、市町村や教育委員会などの官公庁が義務付けられている障害者の雇用率（割合）を40年以上もの間、水増しして、法律（障害者雇用促進法）で決められている目標を達成しているように報告していたが、実際は法律で定められている割合を大幅に下回っていることが分かり、調査を始めたとのこと。

このことが国民に知られ痛烈な批判を浴びたためか、自治体では急ぎよ、採用のための面接会を実施したところもあるようだが「自力で通勤できること」など障害者の目線に寄り添わない条件を付けていたとのこと。また、国家公務員の選考試験を行う人事院の受験案内には知的障害者その他の障害者と筆記試験の内容が同じ「高等学校卒業程度の問題が出題されます」とあった。

これは、知的障害者とオリンピックレベルの選手が同じ条件で100mを競争するようなものです。結局、国をはじめとする役所は障害者のことを分からず、理解しようともせず、公務員が法律自体を無視し、障害者雇用の意義すら考えていないという恥ずかしい実態をさらけ出したのです。

都道府県のなかには、担当した職員や上司、管理・幹部職員の処分をした所や検討している所もあるが、中央省庁の職員やこの障害者雇用制度を担当する厚生労働省の職員は処分されないようです。

職務を引き継いだら、職務に関係する法律や制度を熟知することが基本の基であり、前任者からの説明を鵜呑みにし、疑問も持たずに漫然と進めることは、職務専念義務に違反しているといえる。

こうした大問題も月日が経てば風化してしまうと思われるが、私たちは「誰もがその人格と個性を尊重し合い、ともに支えあい、望む地域で安心して、生きがいを感じながら暮らせる社会（共生社会）」の実現を目指し、どんな些細な問題でもみんなで話し合い、より良い方向へ向けての解決策を考え、一歩でも前進する努力をしなければならないと思う。